

5.7. 行政管理庁

既往勧告事項の推進に関する行政
監察結果に基づく勧告（共同募金
事業関係） （42.9.11.）

1 共同募金会の組織について

社会福祉事業法の規定によれば、共同募金会の役員、評議員には共同募金の配分をうける者を含めないこととなっている。しかるに厚生省では昭和26年に「共同募金会の役員または評議員の適任上とくにやむを得ないときは、配分を受ける社会福祉事業団体の役員であっても、別の資格をもってこれになるときは、差しつかえない。」と通達しているため、共同募金会の役員、評議員には受配者である社会福祉協議会または社会福祉施設の役員等を含めているところが多く、なかにはこれらの者が共同募金会の役員、評議員数の過半数以上に達しているものもみうけられる。

このため募金および配分に関する項目で述べるとおり適切でない事例を生じる原因となっており、法律の趣旨に反することになるので、すみやかに上記通達を廃止して兼務を禁止するよう指導する必要がある。

2 募金の実施について

(1) 募金収入について

共同募金会のなかには、募金手続きが必ずしも確立していないために、寄附者の領収証控、寄附者名簿等を作成していないもの、募金奉仕者が募金経費を天引きして送金しているもの等があるので、募金手続きを確立して実際の募金収入額を十分把握するよう指導を徹底する必要がある。

(2) 募金の収納，送金等の事務取扱いについて

共同募金会のなかには、寄附の勧誘ならびに収納，送金等の事務取扱いが不適切な事例がみうけられるので、直ちに改善するよう指導する必要がある。

(3) 募金目標額の設定について

共同募金会においては、募金目標額をA募金（全県的な福祉計画に基づいて施設，県社協等へ配分する寄附金をいう。），B募金（郡市区町村等の地域の福祉計画に基づき郡市区町村社協等へ配分する寄附金をいう。）に区分して設定しているものが相当数あるが、なかにはB募金とA募金目標超過額を県共同募金会へ送金せずに社会福祉協議会へ還元配分している事例がみうけられる。

今後は優先的に社会福祉協議会自らの経費に充当する目的で目標額を設定することのないよう指導する必要がある。

(4) 共同募金経費について

共同募金会のなかには募金経費がやや多すぎると認められるもの、募金奉仕者に対し、交通費の名目で募金額の10%を還元しているもの等がある。

また、共同募金会の支出している募金経費のなかには、適切を欠く支出も相当みうけられる。

今後は募金経費の節減をはかるとともに、適切を欠く支出を行なわないよう十分指導する必要がある。

(5) 募金期間について

社会福祉事業法にもとづき、募金期間は毎年厚生大臣の告示によって定められている。厚生省もこの期間を遵守するよう指導してはいるが、共同募金会のなかには、募金期間が著しく延伸しているもの等が多くみうけられる。

これは、募金配分の遅延を招来し、かつ、全国一斉に実施している現行の募金運動の趣旨にも反するので、募金期間はこれを厳守するよう指導する必要がある。

(6) 共同募金会以外の者が行なう共同募金事業について

社会福祉事業法にもとづき共同募金会以外の者は共同募金事業を行なってはならないと定められている。

また、厚生省も歳末たすけあい運動等の実施にあたっては、共同募金の一環として行なうよう指導しているにもかかわらず、社会福祉協議会のなかには、共同募金会と委託契約あるいは申し合せ等を行ない、自己が募金し、配分または使用しているものがあり、事実上の共同募金事業を行なっているとみなされるものがある。

これは、上記の規定に反するばかりでなく、現行の共同募金の趣旨にそわないと認められるので、直ちに禁止するよう指導する必要がある。

3 募金の配分について

(1) 募金配分の方針について

共同募金の発足当初において厚生省は共同募金は原則として既設の私立社会事業施設に配分するよう指導していたが、その後地域の社会福祉活動へ還元するよう要望が強くなったので、社会福祉協議会へ多く配分されるようになった。

このため、厚生省は共同募金を一律に社会福祉協議会へ還元配分することなく、具体的な用途を指定して配分するよう指導しており、またさきの当庁の勧告に対しても「民間社会福祉施設等の配分が不十分であるので十分指導する。とくに社会福祉協議会が人件費、事務費に共同募金を充当しないよう指導する」ことを約している。

今次調査結果によれば、13共同募金会における昭和41年度の一般募金の配分状況は、社会福祉協議会に対して平均67%、施設、生活困難者等に対して平均33%となっており、依然として社会福祉協議会への配分が過半数を占めている。

(注) 社会福祉協議会配分額67%のうち平均28.5%は人件費、事務費、残りの71.5%は事業費である。

今後は、共同募金はできる限り多く、社会福祉施設、生計困難者等へ配分するよう指導する必要がある。

また、社会福祉協議会においては、従前は会費が少なく、かつ、国、都道府県等の公費補助も少額であったために、一般に職員の人件費、事務費を共同募金に依存する傾向が強かったが、最近は国庫補助金も大幅に増加したので、職員の人件費、事務費に共同募金を使用する傾向は減少しているようにみうけられる。しかしながら、社会福祉協議会のなかには、なお依然として職員の人件費、事務費に共同募金の大部分を使用しているものがあるので、共同募金の配分ならびに用途について、共同募金会のみならず社会福祉協議会等の受配団体に対しても十分指導監督する必要がある。

なお、共同募金の配分先が不適当な事例もみられるので、指導監督する必要がある。

(2) 配分終了公告について

社会福祉事業法には、共同募金会は寄附金の配分を終了したとき、1カ月以内に公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならないと規定されているが、この公告の内容が適切でないもの、あるいは、公告が法定期日より著しく遅延しているもの等の事例が相当認められるので、これを適正に励行するよう指導する必要がある。